㈱静岡市自治基本条例中間案の構造図

前　　文

理想とする将来の静岡市の都市像を市民自治によるまちづくりによって創造し、将来へ引き継ぐことを宣言します。

総　則

目　　的

まちづくりの基本理念、市民（企業・ＮＰＯなどを含む）と市（議会と執行機関）の役割分担などを定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現する旨を規定します。

定　　義

市民・まちづくり・協働など、この条例で使う用語の定義づけをします。

この条例の位置付け

静岡市の法体系の最上位に位置付けられる条例という旨を規定します。

まちづくりの基本理念

人と人との連携

市民と市は、人と人とのつながりを大切にしたまちづくりを行います。

情報の共有

市民と市は、情報を共有して、まちづくりを行います。

人づくり

市民と市は、市民の自立性を育む環境を積極的に整備します。

役割分担

市民の権利と義務

市民には、

- ●まちづくりに参画し、結果を享受する権利
- ●お互いの人権を尊重してまちづくりを行う義務
- ●まちづくりに要する負担を分任する義務
- ●市政に関する情報公開請求権
- ●計画の段階から市政に参画する権利

などがあります。

市の役割と責務

市政運営の基本原則

- ●市民と協働して行う市政運営
- ●情報の提供及び会議の公開
- ●個人情報の保護
- ●この条例の理念に基づいた各行政分野の基本条例の制定や総合計画の策定など

市　議　会

- ●議会機能の向上
- ●公正誠実な職務遂行

市の執行機関

- ●市長の役割と責務
  - ・まちづくり財源の確保
  - ・効率的な行財政運営など
- ●職員の責務
  - ・まちづくりの推進に必要な能力の向上など
- ●市民意見の聴取
- ●市民からの提案
- ●説明応答責任
- ●行政評価

担保制度

住民投票

市長は、市政の特に重要な事項について、住民投票を実施することができます。

第三者機関

まちづくり推進審議会

この条例を守り育て、適正なまちづくりを推進するため、第３者機関である審議会を設置します。